

## 『城西病院の精神科救急医療』当番日のお知らせ

- ・城西病院では、中信圏域の精神科救急医療を長野県保健医療計画に基づく中核病院として、他の4病院と共に交替で実施しております。
- ・当番日は、次のとおりです。

◆ 城西病院の当番日 ◆	
毎週	火曜日・金曜日 午後5時～翌日午前9時
毎月	第4日曜日 午前9時～翌日(月曜日)午前9時

◎第4日曜日とは、その月の4回目の日曜日のことです。



ホームページ  
<http://www.shironishi.or.jp>

社会医療法人 城西医療財団  
〒390-8648  
長野県松本市城西1-5-16  
TEL 0263-33-6400  
FAX 0263-33-9920

# いつも優しく

## 法人名称変更のお知らせ

特別医療法人から  
『社会医療法人』へ



社会医療法人 城西医療財団  
理事長・総長 関 健

平成21年10月13日開催の長野県医療審議会において、私どもの法人が11月1日をもって社会医療法人として認可されました。これもひとえに関係各位のおかげと感謝申し上げる次第です。

此の度私どもは精神科救急において公益性が認められたわけですが、一般科医療、高齢者医療、精神科と一般科の連携、医療と福祉の連携、等従前より取り組んで参った医療の道を邁進する所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

また、社会医療法人制度はまだ全国的に認可された法人が少なく、制度的にも発展の余地があり、制度の普及啓発においても力を注いで参る必要があります。特に医療における官民格差の是正（官尊民卑思想の排除）すなわちイコール・フットィングの課題は重要であり、他の社会医療法人と共に取り組んで参りたいと存じます。

明治19年11月11日創業、昭和26年医療法人として認可、平成15年特別医療法人として認可、平成21年社会医療法人として認可、等着実に歴史を刻んできた私どもですが、驕ることなく地域医療の担い手として心血を注いで参ります。

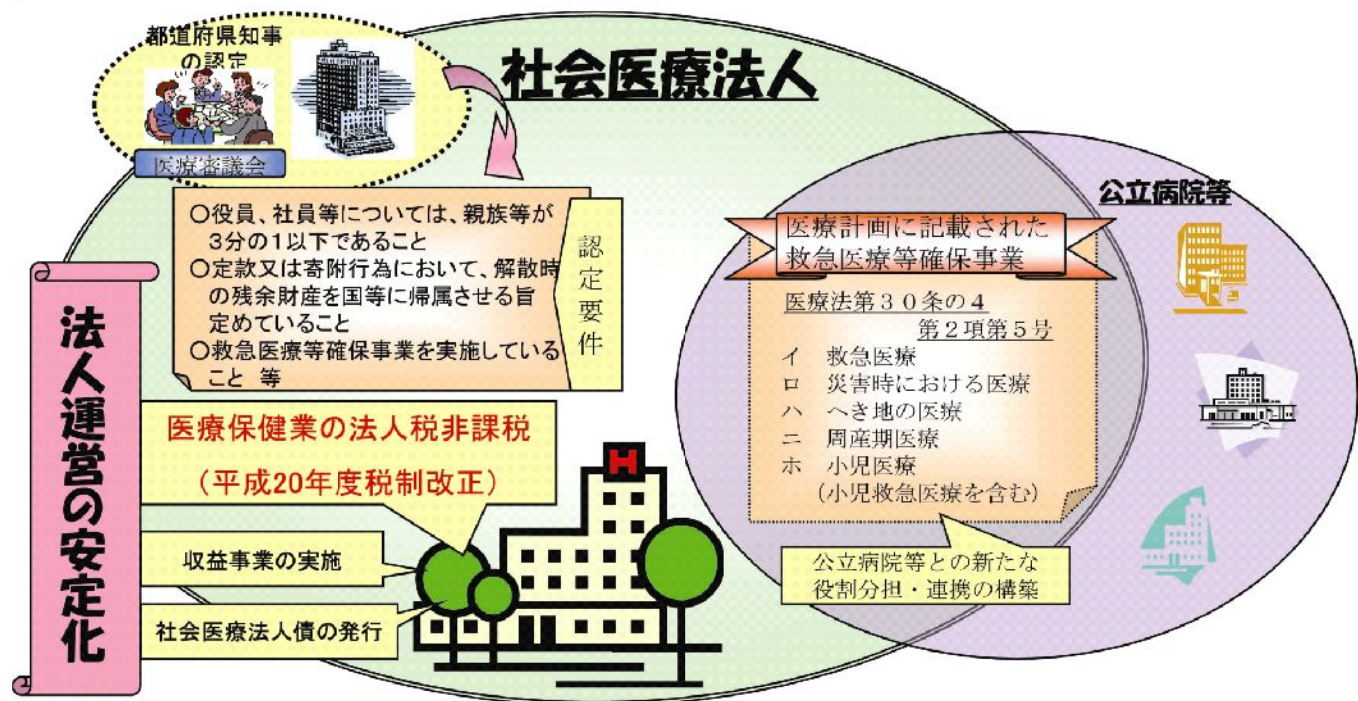
平成21年11月1日



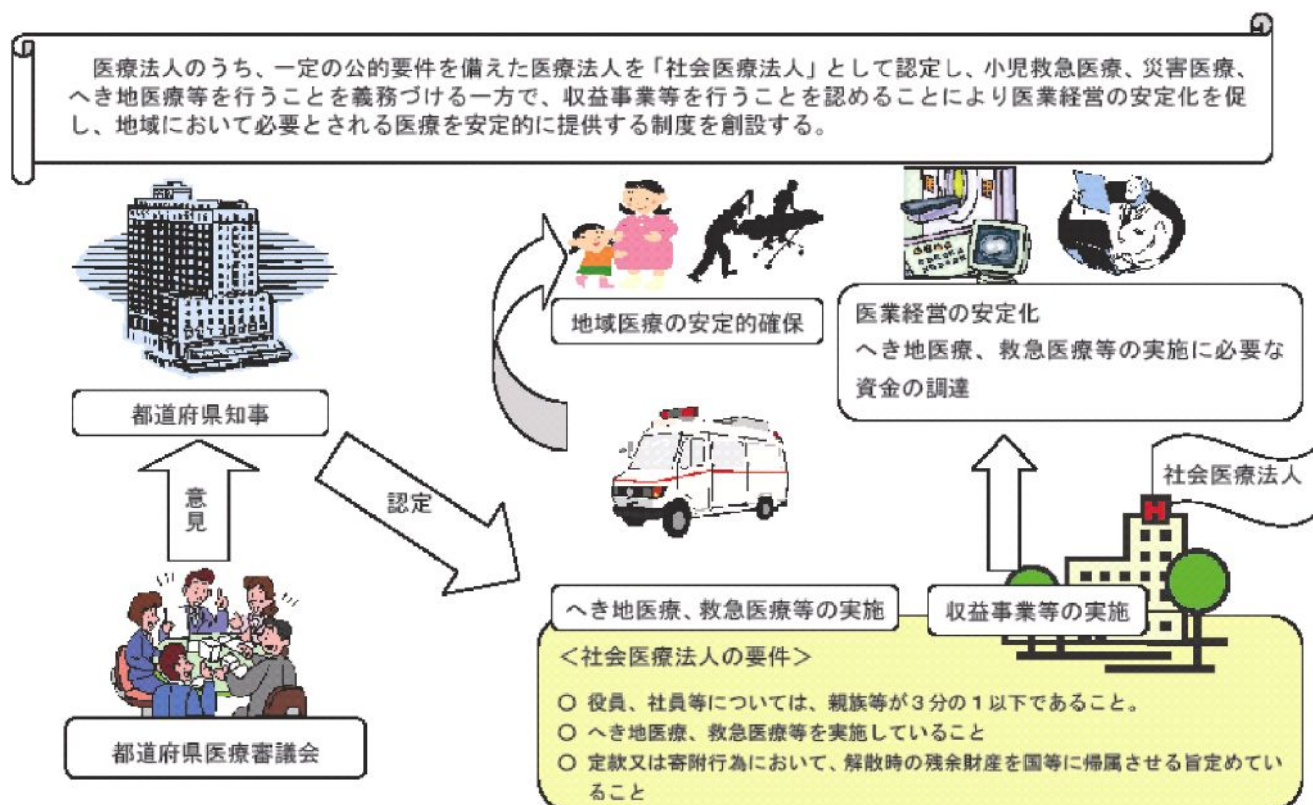


### 社会医療法人制度の概要

- 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されました(都道府県知事の認定)。
- 平成20年度税制改正で、社会医療法人の医療保健業の法人税は非課税とされました。



### 社会医療法人制度の創設 (医療法)



### 社会医療法人の認定要件

1. 救急医療等の事業に関する要件
  - 【主な要件】
  - 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
  - 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診) / 初診料算定件数=20%以上、又は、夜間・休日救急車受入件数=年750件以上 ※精神科救急医療:年間時間外診療件数=人口万対2.5件以上
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加した事
へき地医療	病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療を行っていること
周産期医療	ハイリスク分娩加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診) / 乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

※平成20年度認定の場合は直近1ヶ年、平成21年度認定の場合は直近2ヶ年、平成22年度以降認定の場合は直近3ヶ年の実績が必要

2. 公的な法人運営に関する要件
  - 【主な要件】
  - 役員等についての同族性が排除されていること
  - 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
  - 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
  - 理事等に対する報酬等について、支給の基準を定め、公開していること 等

### 設立主体別の税制の比較について

		日赤	社会福祉法人	厚生連	社会医療法人	一般の医療法人
国税	法人税	医療保健業 非課税	非課税	非課税	非課税	課税(30%)
	医療保健業以外	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	(実施不可)
国税	個人寄付者の所得税	寄付金から5千円を引いた額の所得控除が可(所得の40%が限度)	寄付金から5千円を引いた額の所得控除が可(所得の41%が限度)	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可
	法人寄付者の法人税	一般寄付金と別枠で損金算入可	一般寄付金と別枠で損金算入可	一般寄付金の枠で損金算入	一般寄付金の枠で損金算入	一般寄付金の枠で損金算入
地方税	事業税	医療保健業 非課税	非課税	非課税	非課税	社会保険診療は非課税(その他は課税)
	医療保健業以外	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	(実施不可)
地方税	固定資産税					
地方税	都市計画税	医療用資産 非課税	社会福祉事業の用に共するものは非課税	非課税	救急医療等確保事業に係るものは非課税	課税
地方税	不動産取得税					